

訪問介護・介護予防訪問介護 重要事項説明書

<令和7年 1月 7日現在>

1 事業者（法人）の概要

名称・法人種別	株式会社 ロッカビアンカ
代表者名	代表取締役 渡部 弘
所在地・連絡先	(所在地) 鳥取県米子市西福原6-18-11 (TEL) 0859-21-7952 (FAX) 0859-21-7953

2 事業所の概要

（1）事業所名称及び事業所番号

事業所名	あいわ訪問介護ステーション・米子
所在地・連絡先	(所在地) 鳥取県米子市西福原6-18-11 (TEL) 0859-21-7952 (FAX) 0859-21-7953
事業所番号	鳥取県 3170202554号
管理者の氏名	渡部 弘

（2）事業所の職員体制

従業者の職種	人数 (人)	区分				常勤換算後 の人数 (人)	
		常勤(人)		非常勤(人)			
		専従	非専従	専従	非専従		
管理者	1	1				1	
サービス提供責任者	5	5				5	
訪問介護員	20	12			8	13.8	
事務職員等							

（3）通常の事業の実施地域

通常の事業の実施地域	米子市、境港市 ※上記地域以外でもご希望の方はご相談ください。
------------	------------------------------------

(4) 営業日・営業時間等

営業日	月～金曜日
営業時間	9:00～18:00

* 営業しない日： 12月31日～1月3日

サービス提供日	365日
サービス提供時間	24時間（ご相談下さい）

3 サービスの内容

サービス区分と種類		サービスの内容
訪問介護計画の作成		利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問介護計画を作成します。
身体介護	食事介助	食事の介助を行います。
	入浴介助	入浴（全身浴・部分浴）の介助や清拭（身体を拭く）、洗髪などを行います。
	排泄介助	排泄の介助、おむつ交換を行います。
	特段の専門的配慮をもって行う調理	医師の指示に基づき、適切な栄養量及び内容を有する特別食（腎臓病食、肝臓病食、糖尿病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異常症食、痛風食、嚥下困難者のための流動食、経管栄養のための濃厚流動食及び特別な場合の検査食（単なる流動食及び軟食を除く））の調理を行います。
	更衣介助	上着、下着の更衣の介助を行います。
	身体整容	日常的な行為としての身体整容を行います。
	体位変換	床ずれ予防のための、体位変換を行います。
	移動・移乗介助	室内の移動、車いす等へ移乗の介助を行います。
	服薬介助	配剤された薬の確認、服薬のお手伝い、服薬の確認を行います。
	起床・就寝介助	ベッドへの案内、ベッドからの起き上がりの介助を行います。
	自立生活支援のための見守り的援助	<ul style="list-style-type: none"> ○ 利用者と一緒に手助けしながら行う調理（安全確認の声かけ、疲労の確認を含む。）を行います。 ○ 入浴、更衣等の見守り（必要に応じて行う介助、転倒予防のための声かけ、気分の確認などを含む。）を行います。 ○ ベッドの出入り時など自立を促すための声かけ（声かけや見守り中心で必要な時だけ介助）を行います。

		<ul style="list-style-type: none"> ○ 排泄等の際の移動時、転倒しないように側について歩きます。(介護は必要時だけで、事故がないように常に見守る。) ○ 車いまでの移動介助を行って店に行き、利用者が自ら品物を選べるよう援助します。 ○ 洗濯物をいっしょに干したりたんぱりすることにより自立支援を促すとともに、転倒予防等のための見守り・声かけを行います。 ○ 認知症高齢者の方と一緒に冷蔵庫の中の整理を行い、生活歴の喚起を促します。
生活 援助	買物	利用者の日常生活に必要な物品の買い物を行います。
	調理	利用者の食事の用意を行います。
	掃除	利用者の居室の掃除や整理整頓を行います。
	洗濯	利用者の衣類等の洗濯を行います。

■ 訪問介護計画（介護予防訪問介護計画）の作成及び評価等

担当のサービス提供責任者が、居宅サービス計画（介護予防サービス計画）に基づき、利用者様の直面している課題等を把握し、利用者様の希望を踏まえて、訪問介護計画（介護予防訪問介護計画）を作成します。

また、サービス提供の目標の達成状況等を評価し、その結果を書面（サービス報告書）に記載して利用者様に説明のうえ交付します。

4 費 用

介護保険の適用がある場合は、原則として料金表の利用料金の1割又は2割が利用者様の負担額となります。

なお、介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、事業者に直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、利用者様は1か月につき料金表の利用料金全額をお支払いください。利用料のお支払いと引き換えに領収証を発行します。また、還付に必要なサービス提供証明書を発行します。

訪問介護・介護予防訪問介護事業所 料金表

訪問介護費

		(単位数)	費用額 (10割分)	利用者負担額 (1割の場合)	利用者負担 (2割の場合)
身体介護	20分以上30分未満	268単位	2,680円	268円	536円
	30分以上1時間未満	426単位	4,260円	426円	852円
	1時間以上 1時間半未満	624単位	6,240円	624円	1,248円
生活援助	20分以上45分未満	197単位	1,970円	197円	394円
	45分以上	242単位	2,420円	242円	484円

*身体介護に引き続き20分以上の生活援助を行った場合 +65単位

*夜間（18：00～22：00）又は早朝（6：00～8：00）の場合

上記の単位数の25%増

*深夜（22：00～6：00）の場合

上記の単位数の50%増

*訪問介護員2名派遣の場合

上記の単位数×200/100

*初回加算

+200単位

*処遇改善加算 I

合計単位数の24.5%増

総合事業

			(単位数)	費用額 (10 割 分)	利用者負担額 (1割の場合)	利用者負担額 (2割の場合)
①	訪問型独自サービス21	標準的な内容の指定相当 訪問型サービスである場合	287単位	2,870円	287円	574円
②	訪問型独自サービス22	生活援助が中心である場合 所要時間20分以上45分未満	179単位	1,790円	179円	358円
③	訪問型独自サービス23	生活援助が中心である場合 所要時間45分以上の場合	220単位	2,220円	220円	440円
④	訪問型独自サービス11	週1回の利用で月5回以上に なる場合	1176単位	11,760円	1,176円	2,352円
⑤	訪問型独自サービス12	週2回の利用で月9回以上に なる場合	2349卖位	23,490円	2,349円	4,698円
⑥	訪問型独自サービス13	週3回の利用で月13回以上 になる場合	3727卖位	37,270円	3,727円	7,454円
⑦	訪問型独自短時間サービ ス	20分未満 月22回まで	163卖位	1,630円	163円	326円

*初回加算

+200単位

*処遇改善加算 I

上記単位数の24.5%増

■交通費

通常の事業の実施地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域にお住まいの方は、交通費の実費が必要となります。

なお、自動車等を使用した場合は、次の交通費をいただきます。

通常の事業の実施地域を越えてから、片道2キロメートルまで	500円
片道2キロメートル以上	800円

■ その他の費用

サービスの実施に必要な居宅の水道、ガス、電気、電話等の費用は、利用者様の負担となります。

■ キャンセル料

利用者様の都合によりサービスを中止する場合は、次のキャンセル料をいただきます。ただし、利用者様の病状の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は不要です。

利用日の前日18:00までに連絡があった場合	無料
利用日の前日18:00までに連絡がなかった場合	1000円

■ 利用料等のお支払方法

毎月中旬ごろに前月分の請求をいたしますので、27日までに下記口座に振り込んで下さい。現金支払い等支払い方法については、ご相談ください。

米子信用金庫 本店営業部
普通預金口座（口座番号 0424875）
口座名義 株式会社ロッカビアンカ
代表取締役 渡部 弘

5 事業所の特色等

（1）運営方針

要介護者等の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護 その他の生活全般にわたる援助を行う。

（2）その他

従業員研修を月1回行っています。

6 サービス内容に関する苦情等相談窓口

当事業所 相談窓口	窓口責任者 管理者 渡部 弘 受付時間 9:00 ~ 18:00 連絡先 TEL 0859-21-7952 FAX 0859-21-7953 面接（当事業所相談室）
米子市 長寿社会課（介護保険担当）	受付：月曜日～金曜日 TEL：0859-23-5131
鳥取県 国民健康保険団体連合会	受付：月曜日～金曜日 TEL：0857-20-3680

7 虐待の防止に関する事項

（1）虐待防止検討委員会の設置

虐待防止のための対策を検討する「虐待防止検討委員会」を定期的に（6ヶ月に 1回以上）開催し、その結果を従業者に周知徹底します。

（2）虐待防止のための指針の整備

虐待の防止に関する指針を策定し、適切に運用します。

（3）虐待防止研修の実施

従業者に対し、虐待防止のための研修を年2回以上実施します。

（4）虐待防止責任者の配置

虐待防止に関する責任者を以下の通り配置しています。

責任者役職：管理者 渡部 弘

（5）相談・通報窓口の設置

虐待の発生またはその疑いがある場合の通報窓口を設置し、迅速かつ適切に対応します。

担当者：渡部 弘

連絡先：0859-21-7952

8 緊急時等における対応方法

サービス提供中に病状の急変などがあった場合は、速やかに利用者様の主治医、救急隊、緊急時連絡先（ご家族等）、居宅サービス計画（介護予防支援計画）を作成した居宅介護支援事業者等へ連絡をするなどの必要な措置を講じます。

9 事故発生時等における対応方法

サービス提供中に事故が発生した場合は、必要な措置を講じるとともに、速やかに利用者様の緊急時連絡先（ご家族等）、居宅サービス計画（介護予防支援計画）を作成した居宅介護支援事業者等、市町村及び鳥取県に連絡を行います。

10 個人情報の保護及び秘密の保持について

※事業所は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めます。

※事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得るものとします。

11 サービス利用に当たっての留意事項

サービス利用の際には、介護保険被保険者証を提示してください。
また、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）及び被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業所にお知らせください。

■緊急時等連絡先

緊急時連絡先 (家族等)	氏名（続柄）	()
	住 所	
	電話番号 (携帯電話)	

主治医
病院（診療所）

所在地

氏 名

電話番号

■担当のサービス提供責任者

あなたを担当するサービス提供責任者は、
ですが、やむを得ない事
由で変更する場合は、事前に連絡を致します。

当事業者はサービスの利用に当たり、利用者に対して重要事項説明書を交付の上、訪問介護
(介護予防訪問介護) のサービス内容及び重要事項の説明を行いました。

説明・交付年月日 : 令和 年 月 日

事業者 所在地 鳥取県米子市西福原6-18-11
事業者(会社) 株式会社ロッカビアンカ
事業所名 あいわ訪問介護ステーション・米子
事業所番号 3170202554
代表者名 渡部 弘 印

説明者

私は、重要事項説明書に基づいてサービス内容等に係る重要事項の説明を受け、その内容に同意の上、本書面を受領しました。

同意年月日 : 令和 年 月 日

利用者本人 住 所
氏 名 印

(署名・法定) 代理人 住 所
氏 名 印